

定期監査結果報告書

1 監査の対象

平成 19 年度に属する教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員及び公平委員会の所管に係る事務事業を対象とする。

なお、監査の必要に応じて支所業務を含む。

2 監査の期間

平成 20 年 4 月 7 日から平成 20 年 7 月 17 日まで

3 監査の目的及び方法等

平成 19 年度に属する教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員及び公平委員会の所管に係る事務事業が、正確性、合規性、経済性、効率性及び効果等の視点から実施されているかどうか、諸帳簿等の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

なお、監査対象として抽出した担当課別の主要な事務事業は次のとおりである。

課 名	監 査 対 象 事 務 事 業
教 育 総 務 課	教育長交際費支出事務・庄原小学校敷地法面等草刈業務委託事務・庄原小学校特殊建築物定期報告業務委託事務・庄原中学校敷地法面等草刈業務委託事務・学校給食配送業務委託事務（高・峰田・板橋・山内学校共同調理場）・学校給食配送業務委託事務（庄原学校給食共同調理場）・学校給食用副食物資等輸送業務委託事務・給食調理業務委託事務・庄原地域小学校通学補助金交付事務・庄原地域学校給食会運営費補助金交付事務・庄原小学校エアコン移設取付工事事務・庄原中学校エアコン移設取付工事事務・実留小学校プール揚水ポンプ所撤去工事事務
教 育 指 導 課	外国語指導助手業務委託事務・帝釈理科講習会業務委託事務・庄原市内小学校適正配置に伴う教育用 PC 移設業務委託事務・庄原市 PTA 連合会補助金交付事務・東城高等学校教育振興補助金交付事務・庄原市高等学校通学補助金交付事務（口和地域・比和地域）・高野山分校対策振興事業補助金交付事務・木江交流事業補助金・庄原市中学校体育連盟負担金交付事務
生 涯 学 習 課	市史販売事務・学校体育施設使用料徴収事務・市民会館使用料徴収事務・田園文化センター使用料徴収事務・生涯学習推進業務委託事務・文化財保護管理業務委託事務・大仙 2 号遺跡石器実測業務委託事務・大仙 2 号遺跡出土遺物撮影業務委託事務・市民会館総合管理業務委託事務・市民会館日常清掃業務委託事務・田園文化センター総合管理業務委託事務・総合体育館他指定管理事務・運動広場指定管理事務・庄原市地域女性団体連絡協議会補助金交付事務・庄原市子ども会連合会補助金交付事務・庄原市元七塚原青年の家施設活用要綱に基づく補助金交付事務・庄原市青年団体補助金交付事務・庄原市文化協会補助金交付事務・庄原市体育協会運営補助金交付事務・庄原市スポーツ少年団育成支援補助金交付事務・総合型地域スポーツクラブ育成支援補助金交付事務・花いっぱいのみちづくり推進事業負担金交付事務・庄原市公民館自主運営負担金交付事務・庄原市

	民俗芸能大会負担金交付事務・庄原市民健康づくりグラウンドゴルフ大会負担金交付事務・土地の売買契約及び物件移転補償契約事務・旧歴史民俗資料館ブロック塀撤去工事
選挙管理委員会事務局	平成 19 年参議院選挙運用業務委託事務・選挙入場券出力順変更業務委託事務
農業委員会事務局	証明手数料徴収事務・農業委員会会長交際費支出事務

4 監査の結果

監査の結果、概ね適正な執行がなされていることを認めた。

なお、改善、是正等を要望するものについては、以下のとおりであるので、適宜対応のうえ、適正かつ効果的な事務事業の執行に努められたい。

[教育総務課]

(1) 学校給食配送業務委託事務 (高・峰田・板橋・山内学校給食共同調理場及び庄原学校給食共同調理場)、学校給食用副食物資等輸送業務委託事務について

ア．学校給食配送業務 (高・峰田・板橋・山内学校給食共同調理場)

(ア) 契約内容: 各学校給食共同調理場から各小学校への給食の配送及び回収業務

(イ) 契約方法: 1 者見積による特命随意契約

(ウ) 契約期間: 単年度契約

イ．学校給食配送業務 (庄原学校給食共同調理場)

(ア) 契約内容: 庄原学校給食共同調理場から庄原小学校、東小学校及び庄原中学校への給食配送及び回収業務

(イ) 契約方法: 6 者見積による随意契約

(ウ) 契約期間: 5 年間の長期継続契約

ウ．学校給食用副食物資等輸送業務

(ア) 契約内容: 学校給食用倉庫から高・峰田・板橋・山内学校給食共同調理場への給食用物資の輸送業務

(イ) 契約方法: 1 者見積による特命随意契約

(ウ) 契約期間: 単年度契約

アとイの業務については、同様の業務であるにもかかわらず、アの業務は 5 業務に分割し、1 者見積による随意契約を締結する等、異なる扱いがされており、適正な契約とは言い難い。

また、アとウの業務については、業務の特殊性という理由から 1 者見積による随意契約を締結しているが、必要な情報の提供を行えば、他の業者でも可能と考えられるため、数者から見積書を徴するか、指名競争入札による契約を検討され、契約

の公平性、透明性及び経済性を発揮されたい。

なお、イの契約事務において、業務説明会の通知が届かず、欠席した業者から申立書が提出されているが、通知の到達確認について検討されたい。

(2) 給食調理業務委託事務について

庄原地域の共同調理場における給食調理業務について、庄原市総合サービス株式会社と業務委託契約を締結している。

異なる金額の収入印紙が契約書に貼付されていたので、契約締結時に印紙税法に基づく適正な金額が貼付されているか確認されたい。

また、調理物品の使用貸借契約書を確認したところ、取得価格 100 万円以上の物品が見受けられたが、市長への報告がなされていなかったため、物品管理規則に基づき適正な事務処理に努められたい。

なお、一連の事務手続きにあたっては、予定価格の設定や検査調書の作成等が見られなかったため、法令を遵守されたい。

(3) 庄原地域小学校通学補助金交付事務について

川北・田川・板橋小学校へ通学する通学距離片道 4 km 以上の児童の保護者に定期券を交付している。

補助金交付決定通知書を確認したところ、小学校通学補助金等交付要綱では交付申請者（保護者）に交付決定通知をすることになっているが、学校長へ通知されていたので、実情と要綱を整理されたい。

また、1 学期分の補助金については、5 月に交付決定されていたので、始業前に交付決定するよう改善されたい。

(4) 庄原地域学校給食会運営費補助金交付事務について

庄原地域学校給食会事務職員の人件費相当分を運営補助金として交付している。

補助金交付決定通知書及び確定通知書を確認したところ、交付決定額と異なる額で確定しているが、学校給食会が事業変更しているため、補助金交付規則に基づく事業変更承認申請書を提出するよう学校給食会を指導されたい。

また、補助金を月払いしているが、実績報告に先立っての補助金交付となるため、交付時期を明確するために要綱を制定されたい。

[教育指導課]

(1) 帝釈理科講習会業務委託事務について

小・中・高等学校教員等を対象とした理科講習会の開催について、帝釈理科講習

会実行委員会と業務委託契約を締結している。

支出負担行為決議書等を確認したところ、概算払により支払い精算しているが、委託料の支払いについては、概算払のできる経費として会計規則に規定されていないので、前金払を検討されたい。

また、契約書を確認したところ、記載事項の不備が見受けられたので、契約規則に基づき適正な契約事務に努められたい。

(2) 庄原市 PTA 連合会補助金交付事務について

庄原市 PTA 連合会の活動を促進するため、補助金を交付している。

支出負担行為決議書兼支出命令書等を確認したところ、実績報告に先立って補助金を交付しているので、交付決定起案に交付を必要とする理由を明記されたい。

また、繰越金が補助金交付額を上回っているため、補助金の必要性及び有効性を検証されたい。

なお、補助目的等を明確にした補助金交付要綱の制定について検討されたい。

(3) 東城高等学校教育振興事業補助金交付事務について

進学を希望する東城高等学校生徒を対象とした土曜補習等の実施を支援するため、東城高校を育てる会に補助金を交付している。

支出負担行為決議書等を確認したところ、実績報告に先立って補助金を交付しているので、交付決定起案に交付を必要とする理由を明記されたい。

また、補助金の交付確定通知がなされていなかったため、補助金交付規則に基づき通知書により確定されたい。

なお、補助金によりクラブ活動を支援するため、グラウンド整地用としてトラクターを購入しているが、補助対象経費を明確にするため要綱を制定されたい。

[生涯学習課]

(1) 学校体育施設使用料徴収事務について

公立学校体育施設を開放し、使用者から使用料を徴収している。

使用許可申請書、税外納付書及び領収証書を確認したところ、出納員が収納した使用料の市指定金融機関への払い込みが、遅延しているものが見受けられたため、出納員事務取扱要領に基づき適正な事務処理に努められたい。

また、峰田小学校屋内運動場を使用した2団体について使用料減免決定しているが、公立学校体育施設の開放に関する条例に基づく使用料減免決定の特別な理由があるとは認められないため、適正な減免の決定事務に努められたい。

(2) 文化財保護管理業務委託事務について

文化財の史跡管理及び保存伝承の 20 業務について、地元保存会等と文化財保護管理業務委託契約を締結している。

随意契約による契約であり、適用条項については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号としているが、全契約の予定価格が契約規則で定める金額以下であるので、適用条項を第 1 号に改められたい。【教育総務課】

また、「比和牛供養田植」保存業務については、年度中途に委託料が支払われているが、前金払ができるよう契約条項を改められたい。

(3) 田園文化センター総合管理業務委託事務について

田園文化センターの清掃業務、消防用設備点検業務等の 5 業務について、一業者に一括して総合管理業務として委託契約を締結している。

契約履行確認の検査調書が作成されていなかったため、契約規則に基づき適正な事務処理に努められたい。

また、2 年間の長期継続契約を締結しているが、1 年間分の契約金額で収入印紙が契約書に貼付されていたため、契約締結時に印紙税法に基づく適正な金額が貼付されているか確認されたい。

(4) 運動広場指定管理事務について

運動広場の管理業務について、庄原市総合サービス株式会社を指定管理者として基本協定を締結し、業務仕様書による指定管理を行っている。

精算対象となる修繕費について、実績報告書を確認したところ、運動広場法面草刈撤去処理費を修繕費として報告し、教育委員会は了承しているところであるが、指定管理者はシルバー人材センターへ運動広場法面草刈撤去を委託しており、修繕費とは言い難いので、適正な事務処理に努められたい。

(5) 補助金交付事務について

(庄原市地域女性団体連絡協議会補助金・庄原市子ども会連合会補助金・庄原市文化協会補助金・庄原市体育協会運営補助金・庄原市スポーツ少年団育成支援事業補助金)

交付事務について、次の点について適正な事務執行を図られたい。

ア．補助金の支出を万全にするためにも、補助金の目的や交付の基準、手続き等を明確にした補助金交付要綱の制定について検討されたい。

イ．補助金が下部組織へ配分されているが、補助金の有効かつ適正な執行を確認するため、下部組織に係る活動実績、決算書類の提出を求められたい。

ウ．実績報告に先立っての補助金交付の必要がある場合は、交付決定起案に必要なとする理由を明記し、通常払でなく概算払とされたい。

む す び

今回の定期監査は、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、公平委員会の平成 19 年度事務を中心に、あわせて関係する財政援助団体等監査を実施した。

監査の結果、一部要望意見を添えたところであるが、総じて概ね適正に執行されていることを認めた。

学校開放施設使用料の減免決定事務においては、安易に前例を踏襲せず、条例に従って、慎重かつ厳正な事務執行に努められたい。

業務委託の契約事務においては、地方自治法及び契約規則を遵守し、適正な事務の執行に努めるとともに、特に過年度実績や専門性を理由とする一者見積による随意契約においては、契約相手（業者）の固定化を招かぬよう、複数者見積による随意契約等を検討し、契約方法の原則である機会均等、透明性及び公正性の確保に努められたい。

また、業者への業務説明会や見積依頼に当たっては、見積業者の把握や通知の到達確認について、確実な事務執行に努められたい。

補助金交付事務においては、補助金交付規則や交付要綱を遵守し、交付申請から確定通知までの一連の事務手続きや実績報告前の概算払等について、適正な事務の執行に努められたい。

また、団体等に対する運営補助金を交付規則のみで交付しているものが見受けられたが、補助目的や交付の基準、手続き等を明確にするために補助金交付要綱の制定を検討されたい。

なお、補助事業者が交付を受けた補助金を下部組織へ配分している場合、補助事業者から提出される実績報告書に、下部組織の活動実績、決算書類等の附属資料の添付を求め、補助金の有効性の確認に努められたい。